

## 消費税率の引上げに伴う使用料・手数料の見直しについて

～高浜市使用料及び手数料条例の一部改正等について～

### 1. 改定の必要性（背景）

- 消費税率の引き上げ（本年10月1日から10%）に伴い、増税相当分の経費が増加
- 本市では、消費税率10%引上時に、使用料・手数料の見直しを予定していたが、2度の延期により5%に据え置きのまま
- 公の施設の使用料については、平成10年度に見直しが行われて以来約20年が経過。この間、物価等の変動あり。

▼これまでの経緯

年月	内容等	高浜市の対応	
平成元年4月	消費税法施行（3%）	使用料及び手数料条例の一部改正	3%転嫁
平成9年4月	消費税率引上げ（5%）	使用料及び手数料条例の一部改正	5%転嫁
平成10年10月	新たな積算方法の設定	使用料及び手数料条例の一部改正	
平成26年4月	消費税率引上げ（8%）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">5%のまま据置き</div> 	
平成27年10月 平成29年4月	消費税率引上げ（10%）の 見送り		
令和元年10月	消費税率引上げ（10%）		

※消費税率10%引上げ時に、5%→10%転嫁を行う予定をしていたが、2度の延期あり。

### 2. 改定の基本的考え方

- 消費税率3%、5%転嫁時同様、増税相当分を転嫁する。
- 現行の使用料をベースに、物価変動分（人件費：最低賃金）を反映させた見直しを行う。あわせて、一定の改定率を超える場合は、負担増を緩和するための措置を講じる（別表第1 公の施設）。

### 3. 主な改正の概要

#### ○別表第1（公の施設）関係

- 消費税率の転嫁（5%→10%、一部8%→10%）を行う。  
ex.8%→10%：地域交流施設、高浜芳川緑地多目的広場
- 物価変動分（施設の維持管理に係る人件費：最低賃金上昇分）を転嫁する。ただし、照明施設については消費税率の転嫁のみ。
- 改正前の使用料が300円以上の施設については、改定率の上限を30%以内とする。  
ex. 吉浜公民館（ホール）、武道館（貸切）、グラウンド（野球場。照明施設を除く。）

※ 吉浜ふれあいプラザに「交流スペース4」の項目を追加し、並びに老人憩いの家の使用料及び大山会館の使用料の項目を削除する（議案第88号・89号参照）。

#### ○別表第1（行政財産の目的外使用）関係

- 消費税率の転嫁（5%→10%）を行う。
- 学校施設の目的外使用について、所要の見直しを行う。  
・共通する単価を用いて面積に応じた金額とする。  
・学校開放事業以外の場合と、学校開放事業の場合の区分を廃止する。  
・中学校の柔剣道場の項目を追加及び小学校のコンピュータ教室の項目の削除  
ex.高浜中学校柔剣道場（1時間：290円）、南中学校の柔剣道場（1時間：250円）
- 土地・建物の目的外使用料について、所要の見直しを行う。  
・土地について、展示会その他一時的に使用する場合の項目を追加  
・自動販売機等の設置について、入札または公募等による場合の取り扱いを追加

#### ○別表第2（継続的利用：月額単位）関係

- 消費税率の転嫁（5%→10%、一部8%→10%）を行う。  
ex.8%→10%：東海会館 集会室(B)

#### ○別表第4（設備・備品）関係

- 消費税率の転嫁（5%→10%）を行う。

#### ○別表第5（手数料）関係

- 消費税率の転嫁は行わない。ただし、やきもの里かわら美術館資料利用手数料については、消費税率の転嫁（5%→10%）を行うとともに、「写真原版の使用手数料（2,120円）」を追加する。
- 「納税に関する証明手数料（100円→200円）」及び「印鑑登録証交付手数料（50円→100円）」を改定する。
- 「所得課税証明手数料（200円）」及び「住民票記載事項証明手数料（200円）」を追加する。  
ex.従来の「その他の証明手数料（100円）」から分離
- 「優良認定申請手数料」について、直近の金額に改定する。

### 4. 施行期日等

- 令和2年4月1日（第1条関係）
- やきもの里かわら美術館のうち、別表第1（公の施設）及び別表第4（設備・備品）については、令和2年7月1日（第2条関係、附則第3項関係）
- マシンスタジオ回数利用券については、令和2年4月1日より前に発行されるものについては、同日以後においてもなお使用することができる。（附則第4項・第5項関係）

5. その他の改正条例（参考）

項目	内税	外税
該当条例	① 公共駐車場の設置及び管理に関する条例（議案第 78 号） ・定期駐車料金 ② 廃棄物の処理及び清掃に関する条例（議案第 79 号） ・臨時多量廃棄物、粗大ごみ及びびし尿の処理手数料 ③ 都市公園条例（議案第 82 号） ・都市公園手数料	① 上水道事業給水条例 ② 公共下水道条例
対応	・消費税率の転嫁（①は3%→10%、②③は5%→10%。）を行う。	消費税率の転嫁（8%→10%）を行う。
提案議会	令和元年 12 月定例会	令和元年 9 月定例会
実施時期	・令和 2 年 4 月	令和元年 10 月

■これまでの対応

時期	議会	条例名称	改正部分	方法
消費税率導入 平成元年 4 月～	平成元年 3 月議会	使用料及び手数料条例	・施設使用料 ・設備使用料	内税
		廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・一般廃棄物処理手数料 ・産業廃棄物の処理の費用	内税
		市立病院の料金に関する条例	・料金 厚生省告示に定めのある診療に係る料金を算定額の 1.5 倍→1.54 倍 ・診療料金以外の料金	外税 内税
		都市公園条例	・使用料	内税
		上水道事業給水条例	・料金 100 分の 103 を乗じた額にする ・加入者分担金 100 分の 103 を乗じた額にする	外税 内税
消費税率 5% 平成 9 年 4 月～	平成 9 年 3 月議会	使用料及び手数料条例	・施設使用料 ・設備使用料	内税
		廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・一般廃棄物処理手数料	内税
		市立病院の料金に関する条例	・料金 自由診療に係る料金の算定に関し、法令算定額の 1.03 倍→1.05 倍 ・診療料金以外の料金	外税 内税
		都市公園条例	・使用料	内税
		上水道事業給水条例	・料金 100 分の 103→100 分の 105 ・加入者分担金 100 分の 103→100 分の 105 ・工事負担金 100 分の 103→100 分の 105	外税
	平成 9 年 12 月議会	公共下水道条例	新規制定 ・使用料の徴収 100 分の 105 を乗じた額	外税
消費税率 8% 平成 26 年 4 月～	平成 25 年 12 月議会	上水道事業給水条例	・料金 100 分の 105→100 分の 108 ・加入者分担金 100 分の 105→100 分の 108	外税
		公共下水道条例	・使用料の徴収 100 分の 105→100 分の 108	外税

備考 消費税率 8% 引上げ時、内税に係るものの料金の見直しは保留（平成 27 年 10 月に再び 10% への引上げが予定され、短期間での料金改定の影響を考慮）。しかし、その後 2 度の延期（H27.10 月→H29.4 月→R1.10 月）があり、内税に係るものの料金は消費税率 5% のまま据え置きになっている。